

## 厚生常任委員会審査結果報告書

当常任委員会は、令和7年12月5日の本会議において付託された諸議案について慎重審査の結果、次のとおり議決したので報告する。

- 1 定県第122号議案 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例については、継続審査とすべきものと決した。
- 2 定県第163号議案 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標については、次の意見を付け原案のとおり可決すべきものと決した。
- 3 その他の議案については、原案のとおり可決すべきものと決した。

### 意 見

- 1 中期目標（案）では、理念として当事者目線を掲げる一方、県立中井やまゆり園で、アセスメントの不備、個別支援計画を作成する会議への本人不参加、本人への説明不足があった。中期目標は、当事者目線の障害福祉が適切に実践されていることを前提に構築されているだけに、今回の事案は、県が推進してきた当事者目線の障害福祉の根幹を揺るがす看過できない重大な事態であり、当事者目線の障害福祉の実現には、当事者の意思を丁寧に確認することが不可欠であるとの原点を、職員一人ひとりが再認識すること。
- 2 これから策定される中期計画には、個別支援計画の作成過程における本人参加・説明・記録の徹底を含め、再発防止に向けた取組を具体的かつ明確に位置付け、質の高い支援が行えるよう取り組むこと。
- 3 透明性を担保するためにも公平・中立的立場の外部有識者による点検を速やかに実施し、その結果を踏まえて指導・監査体制を抜本的に見直すとともに、再発防止策を徹底し、実効性ある改善を着実に進めること。

令和7年12月15日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

厚生常任委員会委員長 山本 哲